

## 公的資金補償金免除線上償還に係る公営企業経営健全化計画

### 基本的事項

#### 1 事業の概要

特別会計名： 下水道事業

事業名	「公共下水道」「特定環境保全公共下水道」(下水道事業)		
事業開始年月日	昭和37年10月20日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 非適用
団体名	四日市市	職員数 (H19. 4. 1現在)	106
構成団体名			

- 注1 事業を実施する団体が一部事務組合等(一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。)の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。  
2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

#### 2 財政指標等

資本費	151円(H18)	公営企業債現在高(百万円)	101,600
累積欠損金 (百万円)	1,370	利益剰余金又は積立金(百万円)	0
不良債務 (百万円)	0	財政力指数	0.966(H18)
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率 (%)	22.2(H19)
		経常収支比率 (%)	85.2(H18)

- 注 平成17年度(又は平成18年度)の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。  
なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。(ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。)

#### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
〔合併期日：平成17年 2月 7日 合併前市町村： 四日市市 楠町 〕 旧楠町下水道事業特別会計は打ち切り決算を行い平成17年2月7日四日市市下水道事業会計と統合し、組織についても旧楠町下水道課は四日市市下水道部と統合した。

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。  
2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律(昭和40年法律第6号)第2条第2項に規定する合併市町村(平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。)をいう。  
3 にレを付けた上で内容を記載すること。

#### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	四日市市下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	四日市市上下水道事業管理者 西川 周久
既存計画との関係	四日市市集中改革プラン 平成17年度～平成21年度 下水道事業経営計画 平成16年度～平成20年度 下水道事業中期計画 平成16年度～平成20年度
公表の方法等	計画承認後議会へ説明、市広報誌、ホームページ
基本方針	本健全化計画については、平成20年4月に予定している下水道使用料の改定等による増収と人員削減等による費用のさらなる削減を大きな柱とし、既存の長期経営計画及び中期計画の内容をさらに深く掘り下げ、施行予定事業の精選等を図りながら具体的な計画としている。 なかでも、下水道使用料については、施設の整備進捗に見合った適正な負担を受益者に求めるべく約30%アップの改定を内容としている。これにより全国平均より低かった使用料単価は全国平均を上回ることになる。また、人員についても退職者不補充を原則として、引き続き年約2%程度の削減を計画している。

- 注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	2,667	4,430	2,216	9,313
	補償金免除額	403	1,074	387	1,865
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	731	281	0	1,012
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	2,003	1,500	861	4,363

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業債	2,485,161	4,078,801	2,140,131	8,704,093
	流域下水道事業債	182,083	351,234	75,608	608,925
	農業集落排水事業債	17,532	15,614	0	33,146
合 計 (A)		2,684,776	4,445,649	2,215,739	9,346,164
一 般 上 記 の う ち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		2,684,776	4,445,649	2,215,739	9,346,164

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業債	730,588	281,123	0	1,011,711
合 計 (A)		730,588	281,123	0	1,011,711
一 般 上 記 の う ち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		730,588	281,123	0	1,011,711

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業債	1,831,714	1,364,688	814,543	4,010,945
	流域下水道事業債	100,898	75,482	46,187	222,567
	農業集落排水事業債	7,753	4,975	0	12,728
合 計 (A)		1,940,365	1,445,145	860,730	4,246,240
一 般 上 記 の う ち (再掲)					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		1,940,365	1,445,145	860,730	4,246,240

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## 財務状況の分析

区 分	内 容																
財務上の特徴	<p>本市下水道事業の平成18年度決算における人口普及率は65.4%で、全国平均の70.5%を下回る数値となっている。事業としてはまだまだ未成熟であり、普及率を100%に近づけるためには、もうしばらくの時間と多額の投資を要する状況にある。</p> <p>本市の特徴として、臨海部に集中していた人口が、公害の影響から郊外へ移動することになったが、他都市のように同心円状に住宅地・商業地が広がるのではなく、市街化調整区域を間にはさみながら帯状に広がっていった経緯がある。その結果、汚水幹線等の延長も必然的に伸びることとなり、それに伴い投資額も大きくなっている。さらに、本市は平坦地が多いことから自然流下が望めず、マンホールポンプや中継ポンプなどの施設数も多く、これらのことが他都市と比較して汚水処理原価(本市H18年度：272.61円，同格都市H17年度：180.08円)を押し上げている要因の一つであると考えられる。</p> <p>さらに、本市の市街地の多くは低平地にあり、ポンプによる強制排水を必要とするなど、降雨に対して非常に弱い地域が連なった地形となっている。近年頻発する局地的な集中豪雨等による雨水浸水対策のため、大規模な調整池や貯留管等の建設によっても多額の費用を要することとなっている。</p> <p>平成14年度の地方公営企業法の財務適用から5年を経過し、その間、人員削減をはじめとする経費削減を実践し、平成17年度の水道事業との組織統合など、効率的な事業運営に努めてきたところである。後述の財政運営課題にも記載した一般会計からの繰入構造にも原因があると分析しているが、結果として、毎年数億円の純損失が生じ、平成18年度決算において未処理欠損金の額は17億3千万円にのぼっている。</p>																
経営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="421 875 624 920">課 題</td> <td data-bbox="624 875 1471 920">下水道施設の整備進捗に応じた適正な下水道使用料の徴収</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="421 920 1471 1070"> <p>平成18年度決算において、使用料単価は123円で、使用料回収率100%となる使用料単価とは150円の開きがある。これをそのまま使用者に転嫁することはあまりにも大きな負担を強いることになることから、段階的に使用料の体系を見直しながら、下水道施設の整備進捗に応じた使用料体系としなければならない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 1070 624 1115">課 題</td> <td data-bbox="624 1070 1471 1115">企業債残高の計画的な削減</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="421 1115 1471 1330"> <p>平成18年度末の企業債残高は約1,016億円で、前年度より約14億円の減少となっている。しかし、利息の負担は年間30億円を超え、料金収益に対する元利償還金の割合(本市：336%)は同格都市平均(163%)のほぼ倍となっており、純損失計上の大きな原因の一つともなっている。</p> <p>今後も引き続き、効率的な事業運営に努める中で適正な企業債残高の規模としなければならない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 1330 624 1375">課 題</td> <td data-bbox="624 1330 1471 1375">中長期計画の定期的なチェックと見直し</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="421 1375 1471 1630"> <p>下水道事業は多額の投資と長期の回収期間を前提とした事業である。平成14年度の企業会計化を受けて平成15年度を基準年、計画期間を30年とする長期経営計画(事業計画、財政計画)を策定し、将来の経営課題を抽出して事前の対策を検討している。</p> <p>また、平成16年を始期とする計画期間5か年×2計画期間の中期計画も策定し、経営目標を設定している。今後については、本市の下水道事業を取り巻く環境が著しく変化することも十分に想定されることから、その変化に応じた計画のチェックと見直しを図らなければならない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 1630 624 1675">課 題</td> <td data-bbox="624 1630 1471 1675">公共下水道未接続者への接続啓発</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="421 1675 1471 1841"> <p>平成18年度決算における水洗化普及率は85.5%となっているが、その反面14.5%の戸数が未接続となっている。</p> <p>これまでも接続費用等の助成制度の創設やアンケート調査の実施などの接続普及活動に取り組んできたところであるが、接続率の向上による増収が課題である。</p> </td> </tr> </table>	課 題	下水道施設の整備進捗に応じた適正な下水道使用料の徴収	<p>平成18年度決算において、使用料単価は123円で、使用料回収率100%となる使用料単価とは150円の開きがある。これをそのまま使用者に転嫁することはあまりにも大きな負担を強いることになることから、段階的に使用料の体系を見直しながら、下水道施設の整備進捗に応じた使用料体系としなければならない。</p>		課 題	企業債残高の計画的な削減	<p>平成18年度末の企業債残高は約1,016億円で、前年度より約14億円の減少となっている。しかし、利息の負担は年間30億円を超え、料金収益に対する元利償還金の割合(本市：336%)は同格都市平均(163%)のほぼ倍となっており、純損失計上の大きな原因の一つともなっている。</p> <p>今後も引き続き、効率的な事業運営に努める中で適正な企業債残高の規模としなければならない。</p>		課 題	中長期計画の定期的なチェックと見直し	<p>下水道事業は多額の投資と長期の回収期間を前提とした事業である。平成14年度の企業会計化を受けて平成15年度を基準年、計画期間を30年とする長期経営計画(事業計画、財政計画)を策定し、将来の経営課題を抽出して事前の対策を検討している。</p> <p>また、平成16年を始期とする計画期間5か年×2計画期間の中期計画も策定し、経営目標を設定している。今後については、本市の下水道事業を取り巻く環境が著しく変化することも十分に想定されることから、その変化に応じた計画のチェックと見直しを図らなければならない。</p>		課 題	公共下水道未接続者への接続啓発	<p>平成18年度決算における水洗化普及率は85.5%となっているが、その反面14.5%の戸数が未接続となっている。</p> <p>これまでも接続費用等の助成制度の創設やアンケート調査の実施などの接続普及活動に取り組んできたところであるが、接続率の向上による増収が課題である。</p>	
課 題	下水道施設の整備進捗に応じた適正な下水道使用料の徴収																
<p>平成18年度決算において、使用料単価は123円で、使用料回収率100%となる使用料単価とは150円の開きがある。これをそのまま使用者に転嫁することはあまりにも大きな負担を強いることになることから、段階的に使用料の体系を見直しながら、下水道施設の整備進捗に応じた使用料体系としなければならない。</p>																	
課 題	企業債残高の計画的な削減																
<p>平成18年度末の企業債残高は約1,016億円で、前年度より約14億円の減少となっている。しかし、利息の負担は年間30億円を超え、料金収益に対する元利償還金の割合(本市：336%)は同格都市平均(163%)のほぼ倍となっており、純損失計上の大きな原因の一つともなっている。</p> <p>今後も引き続き、効率的な事業運営に努める中で適正な企業債残高の規模としなければならない。</p>																	
課 題	中長期計画の定期的なチェックと見直し																
<p>下水道事業は多額の投資と長期の回収期間を前提とした事業である。平成14年度の企業会計化を受けて平成15年度を基準年、計画期間を30年とする長期経営計画(事業計画、財政計画)を策定し、将来の経営課題を抽出して事前の対策を検討している。</p> <p>また、平成16年を始期とする計画期間5か年×2計画期間の中期計画も策定し、経営目標を設定している。今後については、本市の下水道事業を取り巻く環境が著しく変化することも十分に想定されることから、その変化に応じた計画のチェックと見直しを図らなければならない。</p>																	
課 題	公共下水道未接続者への接続啓発																
<p>平成18年度決算における水洗化普及率は85.5%となっているが、その反面14.5%の戸数が未接続となっている。</p> <p>これまでも接続費用等の助成制度の創設やアンケート調査の実施などの接続普及活動に取り組んできたところであるが、接続率の向上による増収が課題である。</p>																	

経 営 課 題	課 題	不明水対策による処理費用の削減
		平成18年度決算において顕著であったのが、流域下水道の維持管理負担金の増加であり、前年度比較で約1億円の増となった。接続戸数の増加を考慮しても費用の増加が上回っているようであり、いわゆる不明水の流入が原因ではないかと分析している。このことは以前から重要課題として認識しており、今後も引き続き対策を継続させなければならない。
	課 題	他会計繰入金に伴う財政当局との調整
		財政当局との調整により、他会計繰入金で資本費の75%をまかなうこととしてきた。ところが、昨今の厳しい財政事情により、資金ベースで収支が合うようにしか繰り入れが行われていないことから、構造上、純損失が生じることとなっている。使用料改定等による増収や費用の減に努めることはもとより、この繰入構造を根本的に見直すことで健全な企業経営に努めなければならない。
	課 題	広報活動の充実
		本市の下水道事業の広報については、これまでもホームページや市広報誌等を中心に実施してきた。平成20年4月の使用料改定についても同様に取り組んでおり、現在、市民の関心は、本市下水道事業に向けられていると考えられる。したがって、この機会をとらえて、広報活動への取り組みをさらに充実したものにしなければならない。
留 意 事 項		累積欠損金の縮小 平成14年度の地方公営企業法の財務適用から、毎年純損失が生じている。経費削減と増収への経営努力により損失額は減額されてきているものの、平成18年度末で累積欠損金は17億円を超えている。課題 から の解決に向けた取り組みの中で解消する。

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。



(単位:百万円,%)

区 分		年 度									
		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	4,546	5,361	4,222	3,379	3,348	7,133	11,357	8,276	6,238	5,309
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他 会 計 補 助 金	692	683	682	562	570	461	386	356	259	182
	4. 他 会 計 負 担 金	136	124	469	460	541	174	374	723	750	631
	5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0							
	6. 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	1,994	2,166	2,801	2,863	3,134	2,033	2,554	4,258	6,124	5,032
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	21	0	0	0					
	8. 工 事 負 担 金	303	367	183	176	153	186	154	103	102	101
	9. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	7,671	8,722	8,357	7,440	7,746	9,987	14,825	13,716	13,473	11,255
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の 財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
純 計 (A)-(B) (C)	7,671	8,722	8,357	7,440	7,746	9,987	14,825	13,716	13,473	11,255	
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	7,227	7,694	7,661	6,959	7,334	5,429	6,684	9,751	13,464	11,167
	うち 職 員 給 与 費	228	273	260	350	334	319	339	339	339	339
	2. 企 業 債 償 還 金	3,530	4,758	4,886	4,502	4,750	7,785	12,699	8,882	5,279	5,385
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. そ の 他	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (D)	10,757	12,461	12,547	11,461	12,084	13,214	19,383	18,633	18,743	16,552	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	3,086	3,739	4,190	4,021	4,338	3,227	4,558	4,917	5,270	5,297	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	2,929	3,536	3,995	3,852	4,159	3,086	4,396	4,665	4,899	5,015
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	157	203	195	169	179	141	162	252	371	282
計 (F)	3,086	3,739	4,190	4,021	4,338	3,227	4,558	4,917	5,270	5,297	
補 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
積 立 金 現 在 高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企 業 債 現 在 高	100,789	101,392	104,125	103,002	101,600	100,949	99,607	99,001	99,960	99,884	
	うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	100,789	101,392	104,125	103,002	101,600	100,949	99,607	99,001	99,960	
	うちその他に係るもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分		年 度									
		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	7,795	7,579	7,364	7,525	7,586	7,953	6,676	6,773	6,777	6,845	
	うち 基 準 内 繰 入 金	5,491	5,531	5,335	5,213	5,192	5,140	5,699	5,605	5,464	
	うち 基 準 外 繰 入 金	2,304	2,048	2,029	2,312	2,394	2,813	977	1,168	1,313	
	うち料金収入に計上すべき繰入等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	うち赤字補てん的なもの	2,304	2,048	2,029	2,312	2,394	2,813	977	1,168	1,313	
資 本 的 収 支 分	828	807	1,151	1,022	1,111	634	760	1,079	1,009	813	
	うち 基 準 内 繰 入 金	828	807	967	1,022	682	477	403	374	278	
	うち 基 準 外 繰 入 金	0	0	184	0	429	157	357	705	731	
	うち赤字補てん的なもの	0	0	184	0	429	157	357	705	731	

## (3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
料金回収率	(%)	40.9	43.3	55.9	53.7	59.5	58.9	61.0	60.7	60.7	60.7
総収支比率(法適用)	(%)	93.7	93.3	92.9	95.7	95.6	98.0	96.6	98.8	99.8	101.2
経常収支比率(法適用)	(%)	93.7	93.3	93.0	95.6	95.6	98.1	96.7	98.9	99.9	101.4
営業収支比率(法適用)	(%)	106.6	107.5	108.0	107.5	105.3	102.6	114.5	113.0	112.3	112.6
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	9.2	18.5	28.8	16.1	17.5	17.4	15.6	15.7	15.6	13.5
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰入金比率	収益的収入分	90.4	90.4	86.5	88.0	87.2	92.6	89.7	86.3	87.0	89.4
	うち基準内繰入金	63.7	66.0	62.7	61.0	59.7	59.9	76.6	71.4	70.2	71.5
	うち基準外繰入金	26.7	24.4	23.8	27.0	27.5	32.7	13.1	14.9	16.8	17.9
	うち料金収入に計上すべき繰入等										
	うち赤字補てんのなもの	26.7	24.4	23.8	27.0	27.5	32.7	13.1	14.9	16.8	17.9
	資本的収入分	9.6	9.6	13.6	12.0	12.8	7.4	10.2	13.7	13.0	10.6
	うち基準内繰入金	9.6	9.6	11.4	12.0	7.9	5.6	5.4	4.7	3.6	2.6
	うち基準外繰入金			2.2		4.9	1.8	4.8	9.0	9.4	8.0
	うち赤字補てんのなもの			2.2		4.9	1.8	4.8	9.0	9.4	8.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

## (2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価<sub>1</sub> / 給水原価<sub>2</sub> × 100

1 供給単価(円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m<sup>3</sup>) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

( 4 ) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>現行の使用料(H8年1月適用)を12年ぶりに改定(平均改定率30%)することで、年間約10億円(うち改定による改善額は約8億2千万円)の使用料増収を見込んだ。以後、3年毎に使用料体系を見直すこととしている。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>これまでも損益ベースで収支が合うよう繰入されるべく、財政当局と調整を図ってきたところであるが、引き続き厳しい財政状況の継続が見込まれる中で、資金ベースで収支が合うように繰入金を見込んだ。ただ、H20年度の使用料改定による効果を見込み、以降、年間約7億円の繰入額を縮小した。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>本市単独公共下水道日永(けが)処理区の汚水処理施設である日永浄化センターは、現在第1系統から第3系統が稼働しているが、その処理能力(日最大76,300m<sup>3</sup>)は平成23年度には超える見込となっていることから、第4系統の建設が急務となっている。日永浄化センター第4系統建設事業(設計、用地費等を除く工事費:約178億円)実施設計H19年度まで。工事予定H20~24年度。H24供用開始。</p> <p>また、資産売却等による収入の見込みについては、現在、遊休資産を抽出し、売却方法を含め検討している。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>平成18年度の分流式下水道等に要する経費にかかる繰出基準が見直されたところであるが、その条件のひとつである使用料水準が、平成20年度の使用料改定によって基準をみたくことになる。したがって、平成19年度まで基準外繰入としてきた他会計繰入金を20年度以降については、基準内繰入とした。</p>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項目	具体的内容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
地方公務員の職員数の純減の状況	<p>四日市市集中改革プラン(平成17～21年度)の基本方針として、職員定数を平成17年度からの5年間で中核市移行事務を除き10%以上、各年度2%以上の削減を図っている。</p> <p>市全体ではH17.4.1 2,910人 H19.4.1 2,801人 109人減 3.7%減 H22.4.1目標 2,684人 226人減 7.8%減。</p> <p>上下水道局では、H17.4.1 234人 H19.4.1 215人 19人減 8.1%減 H22.4.1目標 205人 29人減 12.4%減。H22、23年度においても四日市市集中改革プランを後退することはない。</p> <p>下水道事業においては、H17=109人(対前年度比 2人、 1.8%) H18=101人(対前年度比 8人、 7.3%) H19=97人(対前年度比 4人、 4.0%)の削減を図り、今後、H21=96人(対前年度比 2人、 2.0%) H22=94人(対前年度比 2人、 2.1%) H23=92人(対前年度比 2人、 2.1%)の削減予定である。</p> <p>今後も引き続き一部委託化の拡充を進め、適正な定数管理に努めていく。</p>
給与のあり方	
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度の給与構造改革については対応済み。</li> <li>・地域手当については国に準拠して6%としている。</li> <li>・ラスパイレシ指数102.8(平成17年4月)を平成19年度以降100以内に是正を図る。</li> <li>・平成18年度99.2 平成19年度見込99.4%</li> <li>・ラスパイレシ指数の100以下への引下げを企画し、平成18～19年度の2か年に限り、給料3%カットを市独自で実施。 H17=102.8 H18=99.2</li> <li>・平成22年度は地域手当が6%となるため、人件費改善分約1700万円(集中改革プランによる人件費1人8,400千円× 2人)が1200万円の給与減に止まる。</li> </ul>
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	<p>行政職給給料表(一)を適用している。</p> <p>職種の特殊性に鑑み、職種別給料表の検討を継続する。</p>
退職時特昇等退職手当のあり方	<p>平成18年度に退職時特昇の全面廃止をし、支給率を見直した。</p>
福利厚生事業のあり方	<p>地方公務員等共済組合法に基づき、定められた負担率で支出している。</p>
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	<p>本市は平成17年4月に水道事業と組織統合しており、そのメリットを活かした効率化に取り組む。一例として、下水道工事に起因して水道管を移設する場合、布設替する水道管の資産減耗分の負担を水道事業会計に求めたり、移設工事担当係を下水道部局に配置することで工事の円滑化を図り経費削減に努める。</p> <p>また、不明水対策による処理費用削減の取り組みとして、庁内プロジェクトによる対応策の検討や実施、対策予算の増額などについても継続させる。(課題)</p>

<p>指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</p>	<p>雨水ポンプ場の管理・運転については、従来から生活環境公社などの民間委託を図ってきたところであるが、日永浄化センター、中継ポンプ場については、直営にて管理・運転している。現在、同施設に所属する職員は退職者不補充としており、今後も業務の見直しを図りながら引き続き合理化を進めていく。また、同浄化センター第4系統が稼働予定の平成24年度以降は、包括的外部委託とすることを視野に入れており、それまで、段階的な減員に応じて外部委託を拡大する。</p>
----------------------------------	---

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p> <p>料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	<p>平成18年度決算において、使用料単価は123円で、使用料回収率100%となる使用料単価とは150円の開きがある。そこで、先ずは平成20年4月から使用料単価が159円となるよう、12年ぶりに改定(平均改定率30%)することとしている。その後、3年毎に社会情勢等も考慮しながら、下水道施設の整備進捗に見合った使用料体系とすべく、段階的にその体系の見直しを図る。</p> <p>なお、今回の料金改定により、対H18決算額で年間約10億円(うち改定による改善額は約8億2千万円)の使用料増収を見込んでいる。(課題 )</p>
<p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p> <p>経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>行政評価の導入</p>	<p>人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、職員の給与や定員管理等の状況について、市広報誌及び市ホームページにて公表している。また、「四日市市の上下水道」を事業年報として毎年9月に発行し、財務状況等を公表している。</p> <p>そのほか、これまで情報公開や広報してきた内容に加えて、公営企業としての経営状況や下水道施設の整備進捗の状況、さらには中長期的な将来ビジョンなどについても盛り込みながら、さまざまなメディア、媒体を通じて広報活動に取り組む。(課題 )</p> <p>四日市市では、各組織(課・室)ごとにその組織の目的とその目的を果たすために「何のために」「何を」「どこまでするのか」を具体的に記述した「業務棚卸表」を作成している。「事後評価」(各課による1次評価及び行政経営委員会による2次評価)を行ったうえで市民に公表している。</p>
<p>5 その他</p>	<p>企業債残高の計画的な削減を図り適正な残高規模とするため、今回の補償金なしの繰上償還の制度なども有効に活用しながら、金利負担の軽減を図る中で、効率的な事業運営に努める。(課題 )</p> <p>また、本市下水道事業を取り巻く著しい環境の変化に対応するため、長期経営計画や中期計画を定期的にチェックし、必要に応じて見直しを図りながら、今後の事業運営、財政運営を計画的に両立させる。(課題 )</p> <p>さらに、公共下水道未接続者への接続啓発による増収を図るため、具体的な接続目標件数を掲げ、事業所等から一般家庭まで、職員自らが未接続者を順次訪問する。また、未接続者台帳を作成し、未接続の状況を的確に把握するとともに、未接続理由等を聞き取り調査・分析することで今後の接続啓発に活かす。(課題 )</p> <p>他会計繰入金について、現在、資金ベースで収支が合うようにしか繰り入れが行われていないことから、今後も財政当局と調整を図りながら、繰入構造を根本的に見直すことで、純損失計上を解消し、健全な企業経営に努める。(課題 )</p>

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目(資産売却収入・工事コスト縮減など)については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>四日市市集中改革プラン（平成17～21年度）の基本方針として、職員定数を平成17年度からの5年間で中核市移行事務を除き10%以上、各年度2%以上の削減を図るとしている。</p> <p>市全体ではH17.4.1 2,910人 H19.4.1 2,801人 109人減 3.7%減 H22.4.1目標 2,684人 226人減 7.8%減。</p> <p>上下水道局では、H17.4.1 234人 H19.4.1 215人 19人減 8.1%減 H22.4.1目標 205人 29人減 12.4%減。H22、23年度においても四日市市集中改革プランを後退することはない。</p> <p>下水道事業においては、H17=109人(対前年度比 2人、 1.8%) H18=101人(対前年度比 8人、 7.3%) H19=97人(対前年度比 4人、 4.0%)の削減を図り、今後、H21=96人(対前年度比 2人、 2.0%) H22=94人(対前年度比 2人、 2.1%) H23=92人(対前年度比 2人、 2.1%)の削減予定である。</p> <p>今後も引き続き一部委託化の拡充を進め、適正な定数管理に努めていく。</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>平成14年度の地方公営企業法の財務適用から、毎年純損失が生じている。経費削減と増収への経営努力により損失額は減額されてきているものの、平成18年度末で累積欠損金は17億円を超えている。本計画に掲げる「経営課題」の解決に向けた取り組みの中で解消に努める。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>平成18年度の分流式下水道等に要する経費にかかる繰出基準が見直されたところであるが、その条件のひとつである使用料水準が、平成20年度の使用料改定によって基準を満たすことになる。したがって、平成19年度まで基準外繰入としてきた他会計繰入金金を20年度以降については、基準内繰入とした。</p> <p>また、平成20年度に減少した繰入額が21年度以降増加する見込みとなっている。これは日永浄化センター第4系統建設事業等により4条予算の支出が増加することに伴い、補てん財源として3条予算への繰入額が増大しているもので、事業の収束とともに減少に転じる見込みである。</p>
4 その他	

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するものを重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等  
(5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計	
収入の確保	処理区域内人口(人)	166,271	178,922	191,966	195,464	204,054		213,343	217,970	220,602	224,017	227,272		
	A 増減	5,705	12,651	13,044	3,498	8,590	43,488	9,289	4,627	2,632	3,415	3,255	23,218	
	水洗便所設置済人口(人)	131,751	143,792	158,083	166,157	174,536		181,341	185,615	192,206	195,454	199,338		
	B 増減	5,843	12,041	14,291	8,074	8,379	48,628	6,805	4,274	6,591	3,248	3,884	24,802	
	水洗化率(%)	79.2	80.4	82.3	85.0	85.5		85.5	85.5	85.5	85.5	85.8	86.0	
	C 増減	0.8	1.2	1.9	2.7	0.5	7.1	0.0	0.0	0.0	0.3	0.2	0.5	
	有収水量(m³)	17,790,609	18,341,028	19,984,912	20,658,560	21,345,470		22,147,047	22,496,073	22,845,099	23,194,126	23,543,152		
	D 増減	487,259	550,419	1,643,884	673,648	686,910	4,042,120	801,577	349,026	349,026	349,026	349,026	2,197,682	
	使用料単価(円/m³) (使用料収入/有収水量)	127.8	125.9	125.0	124.6	123.1		121.9	159.7	159.1	159.0	159.0		
	E 増減	0	-1.9	-0.9	-0.4	-1.5	-4.7	-1.2	37.8	-0.6	-0.1	0.0	35.9	
料金改定率(%) (料金改定実施年度に記載)	0	0	0	0	0	0.0	0	30	0	0	0	30		
F 増減	0	0	0	0	0	0.0	0	30	0	0	0	30		
収納率(%)	82.6	82.5	87.8	88.4	88.1		88.1	88.1	88.1	88.1	88.1			
G 増減	0	-0.1	5.3	0.6	-0.3	5.5	0	0	0	0	0	0		
その他( )														
H 増減														
経営の効率化	職員1人当たりの営業収益(千円)	67,865	75,281	74,415	75,531	78,561		84,591	93,411	95,039	96,429	99,643		
	増減	0	7,416	-866	1,116	3,030	10,696	6,030	8,820	1,628	1,390	3,214	21,082	
	職員数(人) [括弧内の数字は都下職員数・外数]	106(9)	101(9)	102(9)	100(9)	97(4)		93(4)	94(4)	92(4)	90(4)	88(4)		
	増減	-11	-5	1	-2	-3	-20	-4	1	-2	-2	-2	-9	
	管理運営費(千円)	10,930,661	10,818,416	10,793,227	10,706,257	10,813,734		11,191,521	10,910,784	10,829,479	10,817,939	10,845,210		
	I 増減	0	-112,245	-25,189	-86,970	107,477	-116,927	377,787	-280,737	-81,305	-11,540		27,271	31,476
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	65.7	60.5	56.2	54.8	53.0		52.5	50.1	49.1	48.3	47.7		
	J 増減	0.0	-5.2	-4.3	-1.4	-1.8	-12.7	-0.5	-2.4	-1.0	-0.8	-0.6	-5.3	
	汚水処理原価(円/m³) (汚水処理経費/有収水量)	312.2	290.9	223.8	232.0	207.0		207.0	262.0	262.0	262.0	262.0		
	K 増減	0.0	-21.3	-67.1	8.2	-25.0	-105.2	0.0	55.0	0.0	0.0	0.0	55	
汚水処理原価(維持管理費)(円/m³) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	81.0	79.7	75.1	76.6	83.7		89.0	86.6	89.6	89.7	87.5			
L 増減	0.0	-1.3	-4.6	1.5	7.1	2.7	5.3	-2.4	3.0	0.1	-2.2	3.8		
その他( )														
M 増減														
収入の確保	使用料回収率(%) (E/K×100)	40.9	43.3	55.9	53.7	59.5		58.9	61.0	60.7	60.7	60.7		
	増減	0.0	2.4	12.6	-2.2	5.8	-0.6	2.1	-0.3	0	0	0		
	累積欠損金比率(%)	9.2	18.5	28.8	16.1	17.5		17.4	15.6	15.7	15.6	13.5		
	増減	0.0	9.3	10.3	-12.7	1.4	-0.9	-1.8	0.1	-0.1	-0.1	-2.1		
企業債現在高(百万円)	100,789	101,392	104,125	103,002	101,600		100,949	99,607	99,001	99,960	99,884			
増減	99,773	603	2,733	-1,123	-1,402	-651	-1,342	-606	959	-76				
収入の確保	使用料収入	2,274	2,308	2,435	2,575	2,629		2,699	3,593	3,634	3,688	3,743		
	改善額	0	0	0	0	0	0	0	820	820	820	820	3,280	
	有収水量の増加						0						0	
	使用料の適正化						0		820	820	820	820	3,280	
	収納率の向上						0						0	
その他( )														
改善額						0							0	
経営の効率化	管理運営費	10,931	10,818	10,793	10,706	10,814		11,192	10,911	10,830	10,818	10,845		
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	925	887	888	909	822		826	869	853	841	824		
	改善額	92	130	129	108	195	654	34	26	43	60	77	240	
	職員給与費の適正化	92	130	129	108	195	654	34	26	43	60	77	240	
	維持管理費(上記以外)の適正化						0						0	
	うち職員給与費中の退職手当	5	7	9	11	13		15	20	27	41	42		
その他( )														
改善額						0							0	
計画前5年間改善額 合計													654	
改善額 合計													3,520	

(参考) 補償金免除額 1,865

計画前年度において使用料単価150円/m³(20m当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を記載すること。

「収入の確保」その他 の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

「経営の効率化」その他 の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組について)

下水道使用料改定の取組状況

平成20年4月に平均改定率30%となる使用料改定を予定している。これにより平成18年度決算において123円であった使用料単価は159円となり、対H18決算額で年間約10億円(うち改定による改善額は約8億2千万円)の使用料増収を見込んでいる。今後、3年毎に社会情勢等も考慮しながら、下水道施設の整備進捗に見合った使用料体系とすべく、段階的にその体系の見直しを図ることとしている。

公共下水道未接続者への接続啓発による増収の取組状況

平成18年度決算において水洗化普及率は85.5%であるが、14.5%の戸数は未接続である。職員自らが具体的な目標数値を持ち、未接続の事業所や一般家庭を順次訪問し、接続啓発することで接続率の向上と増収につなげる。また、未接続者台帳を作成することとしており、これによって未接続の状況を的確に把握し、その理由等を聞き取り調査・分析することで今後の接続啓発に活用する。

職員給与費の適正化の取組状況

- ・国(国公(行一))に準じた給料表の見直し(18.4.1)
- ・特殊勤務手当を月額から日額に改正するとともに、手当区分を見直した。(16.4.1)
- ・退職手当支給率を国に準じて見直し(18.4.1)
- ・退職時特別昇給の廃止(18.4.1)

民間委託の取組状況

雨水ポンプ場については、従前からみんかん委託により運転管理を実施。浄化センター・中継ポンプ場については、直営職員にて管理しているが、日永浄化センターを中心とした集中管理体制の確立を図り、業務の見直し、退職者不補充による運転管理職員の削減を平成18年度より引き続き行い、維持管理の合理化を推進する。(平成24年度以降、包括的外部委託導入予定。)